

まちづくり協議会コミュニティすみれ会則

(名称)

第1条 本会は、宝塚市すみれが丘小学校区まちづくり協議会（愛称：コミュニティすみれ）とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は宝塚市立すみれが丘小学校クラブハウス内に置く。

(目的)

第3条 こころ豊かで楽しく明るいまちづくりを進めるために、すみれが丘小学校区内の住民相互の交流を促進し、良好な住環境を目指すことを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第5条 本会の会員は、当該地域内に居住する者及び地域内の各団体、事務所、事業所等に所属するものとする。

(幹事)

第6条 幹事は、構成区域内の自治会、地域活動団体、企業、行政関係団体及びその他から推薦された者をいい、総会で承認を得る。

(役員)

第7条 幹事の中から次の役員を選出し役員会を構成する。
代表1名、副代表若干名、会計1名、事務局若干名

(役員の任期)

第8条 役員の前任期は2年とし、再任は妨げない。但し、代表の前任期の通算限度は4年とする。

(会計監査)

第9条 幹事の中から会計監査2名を選出する。会計監査は本会の会計を監査する。

2 会計監査の前任期は2年とし、再任は妨げない。

(役員の前務)

第10条 役員の前務は次のとおりとする。

- ① 代表は、本会を代表し会務を統括する。
- ② 副代表は、代表を補佐し代表に事故あるときは、代表の前務を代行する。
- ③ 会計は、本会の運営及び活動に伴う経理の収支を記録し、決算報告する。
- ④ 事務局は、本会の運営及び活動に伴う事務連絡・調整にあたる。

(役員会の前務)

第11条 役員会は役員をもって構成し、必要に応じて代表が招集する。

2 役員会は次の事項について協議決定する。

- ① 総会に提出する議案
- ② 総会議決事項の具体化及び企画決定
- ③ その他、本会の運営に関すること

(幹事の任務)

第12条 幹事の任務は、次の通りとする。

- ① 本会の運営方針の決定に参画すること
- ② 本会の役員を選出すること
- ③ 本会の運営方針に基づき、地域住民と共にまちづくり活動を実施すること

(総会)

第13条 総会は、幹事によって構成し、代表の招集により原則として毎年5月に定期総会を開催する。ただし、役員会の発議または幹事の3分の1以上の要請により、臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は幹事の2分の1の出席により成立する。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。
- 3 議長は代表が担当し、次の事項について議決する。
 - ① 事業報告及び決算報告
 - ② 事業計画及び予算の決定
 - ③ 役員、会計監査、幹事の選出及び承認
 - ④ 会則の制定及び改廃
 - ⑤ その他、本会の運営に関する重要事項の承認
- 4 会員は総会に出席し意見を述べることができる。

(運営委員会・運営委員会の任務)

第14条 原則として毎月運営委員会を行う。

- 2 運営委員会は幹事あるいは幹事の代理によって構成する。
- 3 総会決議事項の実施を推進する。
- 4 本会の活動や運営にかかわる情報交換や地域情報の交換を行う。

(防災委員会)

第15条 本会は、防災活動の円滑な運営のため「すみれが丘小学校区防災委員会」を設置する。

- 2 委員長は代表が務める。構成委員は役員会で選出し、運営委員会に報告する。
- 3 各自治会・各棟管理組合の自主防災組織および民生児童委員と協働、連携して活動を推進する。

(会計)

第16条 本会の経理は、寄付金、補助金、助成金及びその他の収入を持って充てる。

(個人情報保護)

第17条 本会が収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律を順守し、使用・管理するものとする。

- 2 本会が収集した個人情報は、役員が責任をもって保管・適切に処分するものとする。

(雑則)

第18条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な規則等に関しては、役員会の決議を経て総会に報告する。

付則1 この会則は、平成16年5月24日から施行する。

付則2 この会則は、平成21年5月21日から施行する。

付則3 この会則は、平成24年5月25日から施行する。

付則4 この会則は、平成26年5月22日から施行する。

付則5 この会則は、令和5年5月27日から施行する。